

前回の小委員会における委員からの主なご意見

2.(1)(a) 排出口における排出限度値又は構造・設備規制

- 小規模施設に対しても排出限度値規制が良いか、例えば構造基準や管理基準等、規制手段を変えて裾切りを考える必要があるか。
- 排出限度値を採用するという方針でよいのではないか。
- 従来の大防法に基づく措置による排出抑制効果も踏まえて規制すべきである。規制値は、実態を把握し過剰規制は避けるべき。

2.(1)(b) 具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方

- 今回は人健康のリスクに基づくのではなく、技術的に可能な限り減らすという BAT に基づく規制。排出源毎の技術・水銀排出状況を把握・勘案して、限度値を設けるべき。
- 全排出源に対し BAT のみを適用する場合、小規模施設でも活性炭吹込等の設備を導入する必要があるが可能か。小規模な廃棄物焼却施設等は限度値で規制する方がよい。
- 排出ガスの処理方法は排出源毎に異なるため、排出源毎の特徴に合わせた BAT、BEP を明らかにする必要。
- 努力している企業が努力していない企業に比べ明らかに不利益を被らないよう考慮する必要がある。
- BAT は欧米に蓄積された経験や知見を踏まえて検討を行う必要がある。技術的・経済的に可能であれば、非常に厳しい値となる可能性もある。
- 排出限度値の設定に当たっては、新規と既存は根本的に別建てで議論すべき。
- 先々の議論として排出限度値を決める際には、排ガス中の水銀濃度の実測値等のデータは重要であり、実測している事業者には提供をお願いしたい。
- 従来の大気汚染防止法に基づく措置により、水銀の排出抑制についても一定程度の効果が出ている点も考慮すべき。具体的な措置としては、指定物質抑制基準に類する“水銀に関する排出抑制基準”を設定する方向で検討すべき。

2.(1)(c) 規制の実効性を確保する為の措置

(測定義務)

- 排出の状況の把握のため、測定義務は課すべき。

(測定義務を設けるとした場合の測定方法)

- 原料が一定なら排出量も比較的一定の濃度になるだろう。連続測定が必要な施設については、十分な調査が必要。現状の方法で良いかは検討が必要。
- 連続測定を小規模施設にまで求めるのは厳しい。特に廃棄物処理施設は何が入るか不明なので、連続測定よりも、構造・管理基準といった規制手法や、焼却前の分別の徹底などを検討すべき。
- 水銀の微量測定は非常に困難。SO_x や NO_x の総量規制実施時のような連続測定を行う

べき排出濃度とはなっていないことを踏まえ、頻度や経済性を加味して検討すべき。

- UNEP への報告義務があり、インベントリーの精度は上げる必要あり。年 1 回測定した代表値で報告して良いか。少なくとも条約対象 5 施設は、将来的には精度向上のため連続測定を目指す方向とすべき。
- 水銀の排出量につき高い値を測定した場合、連続測定なら総量を踏まえ平均値により問題ないと判断できるが、測定頻度を減らすと判断できなくなる問題が生じる。
- 定期的に測定するのではなく水銀が多く含まれているおそれが発生した時に測定を求めるとなども一案。従来の規制手法のみで制度設計を行う必要はない。

(実効性確保のためのその他の措置)

- 大気排出規制については、廃棄物規制とも連携して検討する必要。
- 水俣条約との関係では、有害大気汚染物質に基づく自主的取組の運用を維持するだけでは難しい。VOC 規制等を参考に、相当程度の規制を規定する必要がある。
- 届出、罰則等は何らかの形で規定すべき。

(規制の実施主体)

- 規制の実施主体は都道府県知事及び政令で定める市の長とすることで良いと思うが、条約との関係では、インベントリーについて都道府県に上がってきた情報を国に提出させるなどの対応が必要ではないか。

2.(1)(d)「環境のための最良の慣行」の利用について

- BAT/BEP の定義は今後詰める必要。BEP は、周辺環境や、マテリアルフローで最終的に水銀がどこに行くのかを配慮すること、石炭等の資源の輸入時に低水銀濃度のものを選択する措置等が該当。BAT は各分野における利用可能な技術で考えるもの。
- BAT 中心に議論されているが、BEP と絡めて考えるべきあり、基準値や測定頻度の関係とも切り離して考えることはできない。特に廃棄物焼却施設は BEP が重要。
- 廃棄物処理法における特別管理廃棄物は開封してはいけないため、扱いが難しい。マニフェストの徹底によりチェックするしか方法はないのでは。
- 破碎作業に従事する労働者の健康について、BEP の枠組みの中で検討が必要ではないか。水銀電池の分別排出等や適性処理についても検討が必要。
- BAT、BEP は、これまで規制に用いられたことはあったが、今回明文化しておくべき。BEP について、自主的取組を基礎にしながら法の枠組みに入れている有害大気汚染物質対策を応用して規定することも可能。ただし、重要な規定を附則で定めているので、同様の手法を本則で規定するという方法もある。

2.(2) 既存施設に係る規制手法

- 大防法における従来の規制や産業界が実施してきた大気汚染対策を考慮し、自主的管理とするべき。
- 従来の大気汚染防止法に基づく従来の排出抑制措置を採っている場合には、「複数汚染

物質管理戦略」に位置付けるべき。

- 排ガス処理装置が実際にどのような形で導入され、どの程度水銀の除去に効果があるのか状況把握をし、その上で排出限度値を設定していくのが必要ではないか。
- 条約との整合性を考えると、既存について全く何もしなくてよい、とはならないようにする必要があるのではないか。

2.(3) 排出規制の対象施設の規模

- 国際的な水準の排出係数を捉えた上で、排出限度値を決めていくことになるのではないか。
- 水銀大気排出の由来が、石炭等の燃料か廃棄物かによって状況は異なるため、規模の裾切り基準のみを用いて対象施設を選定することは望ましくないのではないか。
- 裾切り要件だけでなく、全く水銀を扱わない施設は規制の対象外とすべき。
- 廃棄物については、廃棄物を燃やす観点からの火格子面積・焼却能力による裾切りではなく、専ら水銀廃棄物の処理の観点からの別の裾切りを設けるといえると思う。
- リスクを減らす観点からすれば、小規模でも、水銀廃棄物を扱う廃棄物処理施設のようにリスクが高いなら、規制対象とすべき。
- 廃棄物処理施設について裾切りを全く設けないというのはもたないだろう。
- 規制を検討する際は、小規模施設に対しても排出限度値規制が良いか、例えば構造基準、管理基準等、規制手段を変えて裾切りを考える必要があるか。(再掲)

2.(4) 排出規制の対象施設の選定の基本的考え方

- 国内で排出規制値を設けるのは条約対象施設に絞るのが適当。条約を踏まえた検討を行う本小委員会で鉄鋼施設を対象とするか議論することは、小委員会の枠組みを超える。
- 国内法で担保する以上、国内の諸制度との整合性を考える必要があり、5施設以外の施設も少なくとも規制対象とするか本小委員会で検討を行うべきである。
- 国内法で担保する以上、不公平感があってはならない。インベントリーで排出量が多い施設については、何らかの規制をする必要があるだろう。
- 近隣諸国に主張する際、適切に規制していることを法律の条文上で明文化しておくことは重要であり、条約対象外の施設に対し、何らかの形で法の枠に位置付けておくことは必要。規制の程度は、例えば自主的取組をより重んずる方法もある。

2.(5) 国民による自主的な排出抑制取組みの責務

- 大事な点であり、国民に対しても一定の努力を求める規定を是非設ける必要がある。蛍光灯、血圧計等、市中に存在している物をいかに管理していくかという点も極めて重要であり、国民の協力が必要。
- 「国民」は「消費者」だけでなく「事業者」も含まれると解釈すべき。

3.(1) 大気排出対策の目標の設定

- 「目標」とは数値による削減目標値なのか、「可能な限り減らす」といった定性的なものなのか整理をした方がよい。
- 目標値をある程度定めるべき。今後石炭火力が増加した場合でも、現状水準の維持は最低限必要とすべき。排出状況やインベントリーの精度を踏まえた目標値の議論が必要。

3.(2) インベントリー

- 精度が高すぎるインベントリーを作成するのも合理的でなく、必要な精度を先に議論し、それに向けた作成方法を検討すべき。また、インベントリーは測定方法と絡む問題でもあり、これらを検討する場を小委員会と別に作るべき。
- UNEP への報告義務があり、インベントリーの精度は上げる必要。年1回測定した代表値で報告して良いか。少なくとも条約対象の5施設は、将来的には精度向上のため、連続測定を目指すべき。(再掲)

3.(3) 国及び地方公共団体の責務

今後の課題

(水銀以外の物質を規制対象とするかの検討)

- 今後の水銀の大気排出対策について議論する本小委員会においては、水銀以外の物質を規制対象とするか検討する必要はない。物質循環を踏まえたリスク管理の必要な物質としては、水銀が最も典型的。鉛やカドミウムについても、それ程摂取量に余裕はなく、将来的には考えていくべきかもしれず、議論を注視していくことは必要。

その他の意見

(媒体横断)

- 水銀は、VOCと異なり媒体間移動によって対策が大きく変わる要素が少なく、媒体間移動による影響は少ないのではないかと。現行法令で十分な規制がなされている。
- 今回の問題の出発点は大気からの吸入ではなく、大気排出された水銀が海に入っていくことであり、根本的には媒体横断の話が重要。大気濃度が予測できたとしても、その後の水銀フローについては不明な点が多い。
- 水銀の最終的な保管の際に、大気には排出されないが排水や土壌に行く可能性があり、保管の方法を見据えた議論が必要。